

東洋療法

2024 5.1発行 360

公益社団法人 全日本鍼灸マッサージ師会

令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されました

<障害者差別解消法の改正>

令和3年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が改正され、令和6年4月1日からは事業者などによる障がいのある人への合理的配慮の提供が義務付けられました。障がいのある人もない人も、互いに認め合いながら共に生きる社会の実現を目指しましょう。

「障害者差別解消法」とは

障がいを理由とする差別をなくし、全ての人が分け隔てなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげるための法律です。合理的配慮の提供や、不当な差別的扱いの禁止が求められます。

【障害者差別解消法改正のポイント】

	行政機関	民間事業者
合理的配慮の提供	義務	努力義務→義務
不当な差別的取扱い	禁止	禁止

「合理的配慮」とは

合理的配慮の提供とは、障がいのある人から何らかの配慮を求められた場合に、社会的障壁を取り除くために、負担が重すぎない範囲で対応することを指します。

負担が重すぎると判断した場合、障がいのある人にその理由を丁寧に説明し、別の方法を提案することも含め、柔軟に検討することが大切です。

（合理的配慮の不提供の例）

- 筆談による説明を求められたが、筆談をしなかった。
- レストランでメニューの読み上げを求められたが、読み上げを行わなかった。
- エレベーターやスロープがない建物へ入る際に介助を求められたが、介助を行わなかった。

（合理的配慮の例）

- 飲食店などで、車いすの人も利用できるようにテーブルやいすの配置を変更する。
- 病院やホテルの待合室などで、聴覚障がいのある人を呼び出す時は、口頭ではなく座席まで呼びに行く。
- 商業施設の案内所などで、知的障がいのある人などにわかりやすいように、フロアガイドにふりがなをつけて渡す。
- 電話のみで行っている予約受付を、聴覚障がいのある人などのために、ファックスでも行えるようにする。
- 視覚障がいのある人から署名などの代筆を頼まれた時、代筆可能な書類の場合は意思を十分確認してから代筆する。
- 会議などで、障がいのある人の参加が事前にわかっている場合、障がいの特性に応じた資料の準備やサポートする同伴者の参加を検討する。

「令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されます！」（内閣府）

★リーフレット（ファイル名：gouritekihairyo.pdf サイズ：1.78MB）

・障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト



・障害者差別解消に関する事例データベース（内閣府）



※内閣府「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」内において、行政機関や事業者等の相談窓口へ寄せられた「合理的配慮の提供」等の具体的な事例をデータベース化した「障害者差別解消に関する事例データベース」が開設されており、障がい種別や事例が生じた場面にに応じて検索することができます。

業務及び会計監査終了

4月18日、令和5年度監査会が伊藤徳也監事・常盤和成監事と副会長4名により行われ、全鍼師会の事業及び財務関係はすべて承認され、監査を終了した。
正味財産増減は次の通り。(財務委員会)



令和5年(2023年)度 正味財産増減計算書

前期正味財産	226,566,512円
当期経常収益	70,734,653円
当期経常費用	73,501,465円
当期経常増減	△ 2,766,812円
当期経常外収益	0円
当期経常外費用	0円
当期経常外増減	0円
当期正味財産	223,799,700円

令和6年度 定時総会開催の お知らせ

定時総会を下記の通り開催いたしますので、任期中の代議員各位のご出席(※ハイブリッド形式)をお願い申し上げます。代議員には別途ご案内文書をお送りしておりますので、ご対応をよろしくお願いいたします(事務局)

- 日 時 5月26日(日) 11時～15時 ※受付開始10時30分～
- 場 所 BIZ新宿(区立産業会館)多目的ホール ※ハイブリッド形式
〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-8-2(※地下鉄丸ノ内線「西新宿駅」出口2より徒歩5分)
- 内 容 ・令和5年度事業報告・決算報告、令和6年度事業計画・予算、地方提出議案等
【参考】連盟総会、協同組合総代会も同日同会場で開催予定です。



第23回 東洋療法推進大会 in 徳島開催のご案内

大会テーマ 「新たな潮流・生み出す未来」

令和6年度「第23回東洋療法推進大会」は、下記の通り徳島市で開催されます。今年度も、ハイブリッド形式にて、特別講演とシンポジウムを主体として企画しています。徳島の人は、よく「何もない」と言われていますが、そんなことはありません！「鳴門のうず潮」や「祖谷のかずら橋」をはじめ、日本百名山のひとつ「剣山」、室戸阿南海岸国立公園など豊かな大自然に恵まれ、四季折々の景観が各地に点在しています。また、阿波おどり、阿波人形浄瑠璃、藍染めをはじめとする伝統文化、おもてなしの心が伝わる四国遍路や、おいしい空気と水がはぐくむ山海里的食文化など、多彩な魅力の宝庫です。そんな魅力いっぱいの徳島県、多くの皆様のご参加をお待ちしています！



日 程： 9月29日(日)・30日(月)
会 場： 徳島グランヴィリオホテル

徳島市万代町3-5-1
※JR徳島駅から徒歩約20分。送迎バスも予定。



内 容：



特別講演① 丸岡 いずみ氏

徳島県出身 フリーキャスター(元日本テレビアナウンサー)
NNNストレイトニュース・情報ライブミヤネ屋・news every等で活躍中
うつ病、結婚、代理母出産、離婚と、様々なことを経験されてきたなか、東洋医学的な治療経験もあり、特別講演ではその時の経験も踏まえてお話していただく予定です。



特別講演② 菅 万希子先生

関西医療大学フェムテック寄附講座 特任教授
鍼灸マッサージにおけるフェムテック、統編をお話しいただく予定です。
シンポジウム 保険、無免許、将来ビジョン等、業界の課題についてご意見をお願いいたします。

大会参加費： 会員現地 10,000円 (WEB 3,000円)
会員外現地 12,000円 (WEB 5,000円)
学生(あはき養成校) 2,000円 (WEB 1,000円)
※あはき免許の無い介助者 無料

申込開始： 6月以降(7月下旬締切を予定)
※詳細が決まりましたら、全鍼HPに随時発表いたします。

大会実行委員会



第17回 地域健康づくり指導者研修会 報告

3月9日、第17回地域健康づくり指導者研修会が開催されました。参加者は介護委員と研修参加者・認定講習者・各師会地域包括ケア担当者。(後日、期限付きアーカイブ配信)



増田利隆先生



藤岡雅美先生



河合信彦氏

12時50分より開会式、13時より厚生労働省 老健局老人保健課 増田利隆先生による講義「介護保険の最新情報・介護保険の今後の動向 ～介護予防を中心に鍼灸マッサージ師が取り組むポイント～」。ここでは介護保険の現状と今後の取り組むべきポイントが話され「集いの場」の重要性や多職種連携の必要性などを学びました。

次に、経済産業省 ヘルスケア産業課 藤岡雅美先生による講義「健康経営の推進とヘルスケア政策」で健康経営の考え方やその関わり方。

続いて、第一生命保険株式会社 経営企画部 ヘルスサポート事業開発室 河合信彦氏より、第一生命グループの「『健康・医療』領域におけるwell-being向上に向けた取組について」講義を受け、企業におけるヘルスケアの現状と今後の展開について学びました。

15時30分からは全国地域包括ケア担当者会議を行い、各師会担当者と様々な意見交換が行われました。一例として、平栗先生(福島県)からは、「地域健康づくり指導者の底辺を拡大し、地方でもどんどん認定者を増やしてほしい。健康づくりも世間への周知が少なく、地域包括ケアシステムにも入ってない。先日、日赤で七尾市へ支援者支援にも行ってきたが、主に心のケアボランティアであった」や小泉先生(沖縄県)「ケアマネや訪問マッサージ師としての活動の話、介護保険の総合事業で要支援の方々への参入のチャンスがあると思う。地域リハビリテーションなどでのミニデイなど公民館での活動も良いと思う」等。

最後に、長嶺委員より「全鍼師会では健康経営・運動指導の2本柱で行っています。集団に対して一人で話をして運動指導も大変かと思いますが、今後は健康経営などが大事になってきますので、本会としてもより良い事例、情報を紹介しながら進めていきます」と総括がありました。

迫りくる少子高齢化社会に対して、鍼灸マッサージ師の活躍が期待されていることを改めて感じる事が出来る研修会でした。

(介護委員長 狩野裕治)



令和5年度 スポーツ鍼灸マッサージ指導者育成講習会 報告

3月23日～24日、横浜市技能文化会館を会場にスポーツ鍼灸マッサージ指導者育成講習会が開催され、現地参加延べ44名・オンデマンド参加延べ78名の合計延べ122名が参加しました(学生・会員外含む)。内容は下記のとおりです。

講習1日目

第1部 eスポーツ「アスリート～地域活動」

講師：スポーツケア委員 古田高征

近年注目のeスポーツの現状、選手やゲームをする若者のケガや危惧される生活習慣についての報告とそれに期待される鍼灸マッサージ師の役割について。

第2部 パラスポーツが築く「未来」

講師：旭川医科大学病院

リハビリテーション部

主任理学療法士 塚田鉄平先生

理学療法士としてのパラスポーツとの関わり方、ご自身の住む北海道旭川市のパラスポーツへの取り組み等。



塚田鉄平先生

第3部 スポーツへの関わり方

講師：スポーツケア委員

自身のトレーナー活動、大会でのケアボランティア企画運営まで等を発表。会場参加されていた松浦先生や戸中先生にも大会や行政への関わり方を発表していただいた。

講習2日目

第4部・第7部 テーピング実技

講師：スポーツケア委員 朝日山一男

前半後半に分けてキネシオテープ・ホワイトテープを使い、上下肢へのテーピングの実技。会場ではベテランの先生方が学生や不慣れな先生へ指導する姿があちこちで見られた。



テーピング実技

第5部 グッドコーチの在り方

講師：流通経済大学 スポーツ健康科学部 大学院 スポーツ健康科学研究科 教授 黒岩純先生

グッドコーチのコーチングスタイルとして提唱されている「プレーヤーズセンタードコーチング」の考え方に沿った「4つのアプローチ(TELL指示・SELL提案・ASK質問・DELEGATE委譲)」を3人1組になり身体を動かしながら実践形式で学習。



黒岩純先生

第6部 スポーツ現場におけるリコンディショニング

講師：日本福祉大学 健康科学部

リハビリテーション学科

教授 小林寛和先生

身体に何らかの不具合を有してスポーツ活動を制限されている者を対象とするリコンディショニングを今回は特に運動機器の問題に対する内容について解説。また、日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー(J-PO-AT)の現状についても解説。



小林寛和先生

今回は身体を動かす講義が多く、会場はベテラン・新人・学生が一緒になり和気あいあいとした空気の講習会になりました。これから大きな大会がいくつも行われるので、今回の学びを生かしてトレーナー活動に参加したいです。

(スポーツケア委員 今泉蘭子)



契約のトラブルに巻き込まれないために

—消費者契約法—(続き)

顧問弁護士 井上雅人



前回は不当な勧誘によって契約内容を誤認したり、困惑して契約を結んでしまったとき、消費者契約法によってその契約を取り消すことができる場合を説明しました。そこに記載した「誤認」や「困惑」に該当する類型を読んでいただき、あのときの契約はこれに当たるんじゃないかと思われる方もおられるのではないかと思います。今回は、令和5年6月に施行された改正法（以下「改正法」と言います。）に規定された消費者を「困惑」させる場合の新たな三つの類型を紹介します（消費者契約法4条関係）。

1つ目は、「退去困難な場所への同行」です。これは、契約の勧誘が目的だということを告げずに、退去することが困難な場所へ消費者を同行し、そこで契約を結ぶように勧誘することです。例えば、物売りつけようとする目的を告げずに高齢者を山奥の温泉旅行に招待してマイクロバスで連れて行き、そこで事業者が高額の物品の購入を勧誘するような場合が考えられます。

2つ目は、「威迫する言動を交えて相談の連絡を妨害する」場合です。消費者が店舗等で契約の勧誘を受けているときに、契約するかどうか判断に迷って家族や友人等に連絡をとりたいたと言ったにもかかわらず、事業者が威迫する言動（こんなことぐらいいろく相談せずに自分で決めろ！と怒鳴るなど）により妨害することです。

3つ目は、「契約前に目的物の現状を変更し、原状回復を著しく困難にした」場合です。例えば、物干し竿の販売に来た業者が、その家の物干し台の長さに合わせて竿を切って元に戻せない状態にしてしまっただけで代金を請求するような場合です。

このように、悪徳商法はいろいろな手口を使って契約を結ばせようとするので、法律の内容に当てはまらない場合が出てくるため、改正によって新たな内容が追加されてきました。

次に、消費者契約法が、消費者の利益を不当に害する契約条項を無効としていることについてお話しします。事業者と消費者との間には情報の質や量、交渉力に大きな差があるため、事業者の損害賠償の責任を免除する条項（事業者は一切責任を負わない

とする条項や、自社に過失があることを認めた場合に限り損害賠償責任を負うとする条項など）は無効としています（同法8条）。また、消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等（平均的な損害の額を超える高額のカンセル料を支払わせる条項など）は無効としています（同法9条）。さらに、消費者の利益を一方的に害する条項も無効とされています（同法10条）。例えば、どんな理由があっても一切キャンセルできないとする条項などです。この10条によって契約の条項が無効とされた裁判例としては、賃借人に自然損耗等の原状回復義務を負担させる特約条項、入学辞退者に対する入学金不返還の特約条項、敷金の敷引き特約条項などがあります。

これらに加えて改正で追加されたのは、事業者が免責される範囲が不明確な条項を無効とすることです（同法8条3項）。例えば、「事業者は、法令上許される限り、賠償限度額を〇万円として支払います。」というような条項です。一見すると問題がないように思われますが、法律の専門家ではない消費者には分かりにくく、消費者が賠償請求できる場合にも請求をあきらめてしまうおそれがあるので無効になると考えられます。

その他、改正法では、契約を結ぶときだけでなく、解除をしようとする時についても、事業者は消費者の求めに応じて、解除できる場合に当たるかどうか、その手続の方法など、必要な情報を提供するように努めなければならないことになりました（同法3条）。

最後に、消費者契約法が適用されるのは、消費者と事業者との間の契約です。事業者には会社その他の団体、個人事業者（事業として又は事業のために契約当事者となる場合）も含まれます。契約をしてしまった後で、なぜこんな契約をしてしまったのだろう、契約しなければよかったと思うこともあります。そのような場合の全てがここで説明した取消や無効の類型のいずれかに該当するというものではありませんが、気になる場合は各地の消費生活センターに問い合わせてみるとよいでしょう。また、消費者庁のホームページにも色々な情報が掲載されているので参考にして下さい。



梅野先生は、北京に本拠地を置く世界中医薬学会連合会常任理事として、「黄帝内経研究会」（毎週）、「中医学講座」（隔月）、「太極拳教室」（毎月2回）を通して、日本での中医学普及に努めておられます。

連絡先：shiga-skm-shikai@leto.eonet.ne.jp 電話：(077)526-4199 (077)523-4114

さて般若心経の全文を筆者流に訳すと次のようになる。原文をそのまま訳すると、難解な文章が続いてしまうので、ここは敢えて筆者が元のニュアンスから大きく離れない程度にとびきり簡単に訳してみた。

◀今から仏様が説かれた偉大な般若心経の話をしてみたいと思う。

観世音菩薩がこの世の真理を追究した結果、ある1つの真理に到達した。それはこの世は5つのものから成りたっているということである。この5つを五蘊（ごうん・色受想行識）と呼ぶ。「色（しき）」とは物質、「受（じゅ）」は感覚、「想（そう）」は想像、「行（ぎょう）」とは意志、「識（しき）」とは認識のことである。

しかしその五蘊は全てが「空（くう）」だということも分かった。つまりこの世に存在する全てのものは空なのである。

この悟りによって、私はこの世の全ての苦しみや災厄から逃れることができた。この世の全てが空なので、たとえ形があるように見えても、実際は空であり、逆に空だからこそ形になり得るのである。空が見えるものに変化したもの、それが物質なのだと言い換えると分かりやすいかもしれない。

もちろん物質だけではない。我々の心の中にある受（感覚）、想（想像）、行（意志）、識（認識）もまた、永久に存在しない空なのである。

この世の全てが空なので、新しいものが生まれることもなく、消えて無くなることもない。

増えることもなければ、減ることもない。

見えるものもなければ、見えないものもない。

迷いもなければ、迷いがなくなることもない。

老いや死もなければ、老いや死がなくなることもない。

苦もなければ、苦の原因もない。

苦をなくすこともなければ、なくす方法もない。

四諦（したい・仏教が説くこの世の4つの真理）と言われる苦諦（くたい・人生は苦である）、集諦（しゅうたい・苦の原因は執着である）、滅諦（めつたい・執着を絶つこと）、道諦（どうたい・悟りに至るために為す正しい行いのことで、八正道（はっしょうどう）という）すらない。

真実を見極めることもなければ、真実を得ることもない。

人間は物質や知識を問わず、さらに多くのものを得たいという欲望の中で毎日を生きているが、実は一生をかけて得られることなんて何もないのだ。

したがって、この世で得ることもなければ、失うこともないのである。

般若心経によってこの世の真実を理解することができれば、邪心によって心を奪われることがない。これこそが人生の悟りであり、だからこそ未来に対して恐れられない堂々とした生き方ができるのである。

あなたが過去、現在、未来どこか、前世、現世、来世、どこにいても、この世の真実はこの般若心経に書かれていることに尽きる。

あなたもこの般若心経をよく理解し、そして実践しなさい。般若心経は偉大な教えであり、人生の光明を照らしてくれる教えである。まさにこれ以上のものはない。

般若心経こそが全ての苦を取り除いてくれる教えであり、一点の曇りもないこの世の真実なのである。

さあ、みんなで般若心経独特の呪文を唱えて、般若心経に書かれていることを実践しよう！

「羯諦羯諦 波羅羯諦 波羅僧羯諦 菩提僧莎訶」
（ぎゃーてい ギャーてい はらぎゃーてい はらぎゃーてい ぼーでいそわか）

以上で般若心経を終わります♪

いったい何人の勇敢な僧侶が、民衆を苦から救うことができる教えが西方にあると聞いて、現在の中国からインドへ旅立ったのだろうか。成功したのは玄奘三蔵（げんじょうさんぞう）ただ1人。

グーグルマップで調べてみたが、玄奘三蔵が旅立ちのスタート地点にした河南省洛陽から、ゴール地点である印度東方までの直線距離は約3,000km。実際は直線距離で旅することはできず、かなり遠回りしたので、玄奘三蔵が歩いた距離を想像すると気が遠くなる。

途中で山賊に襲われることもあっただろう。襲ってくるのは人間だけではない。獣や毒を持つ虫、それに細菌やウイルスとも戦わなければならない。

夜は全く灯りがなく、冬にはコートもない。食糧も現地調達しないとイケないし、水道設備の無い時代、どうやって水分補給したのだろうか。

道案内の人間1人と、馬1頭だけの孤独な旅である。

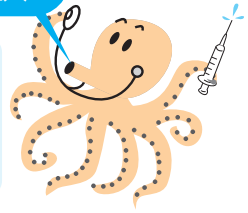
我々がこの般若心経の内容を信じるか否かは個人の自由委ねられている。しかしたとえ一日だけでもいい。般若心経の教えにしたがって生きてみてはいかがだろうか。

たとえどんな病になっても、治らない病なんてものはない。なぜなら元々我々人類はどんな病に対しても治癒できるだけの能力が備わっているからである。だから悩む必要がない。…と心に想いながら。



Dr. タコのお気軽クリニック

元気に長生きの秘訣



春・秋の農繁期はもちろん、雪かきの必要な冬にも、肩・腰の痛みや疲れを訴えて医院に来られる方が増えます(幸い今季はだいぶ雪が少なくて助かりました)。鎮痛剤の処方や注射を希望されるかたも多いのですが、それらはあくまで対症療法です。痛みを目をつぶっているだけで原因が消えたわけではないので、よけい無理をしてしまうということにもなりかねません。

周囲にある温泉に通うのも非常によいことですが、意外と敬遠している患者さんが多いようです。温泉通いをしていの方は病気が知らずなのかもしれませんね。

痛みや怪我の予防策として、農作業や雪かきの前後にはストレッチをしましょう。体を温めてから、ゆっくりと筋肉・すじをのばします。意識して行えば労働も運動に変えられます。子供の頃教えられたラジオ体操も、大人が続けられないのはおかしいことですよ。テレビ体操も画面を眺めているのどなく一歩踏み出して自ら体を動かしましょう。

骨粗鬆症は、転倒から骨折をきたして寝たきりの第一歩になります(最近フレイルともいいます)。タコは老人ホームの嘱託医もさせていただいていますが、入所者が転倒した、ベットから転落した、はては知らないうちに骨折してしまいました、そんなことは日常茶飯事です。それがきっかけで、介護度が悪化することも非常に多いのは残念なことです。

転倒防止には、住宅や町の整備改修も必要ですが、もっと簡単に効果が上がるのは、自らの筋力・柔軟性・平衡感覚を高めて、転びにくい体になることです。これは若い頃からの継続した取り組みが必要です。

歩行するスピードは高齢者の自立能力をよく反映し、速く歩ける人ほど元気で長生きができるとされます。ふだんからのウォーキングが大切です。田舎は散歩コースが豊富ですが、自動車に頼る分、都会人より歩かない人も多いです。タコのいる県は歩く歩数は最下位で肥満度がトップという統計があります。東北三県は歩数で日本のワースト3に入っていることがこれを証明しています。

さらには筋肉を鍛える運動も必要で、腰や膝の痛みの予防や改善にも有効です。筋肉トレーニングでからだの抵抗力を高めて、病気を減らし医療費も減らそうという方向に向かっています。財務省が絡むとちょっといやらしいんですけど。

忘れてならないのは十分な水分補給です。歳をとるに従いどの渴きにまかせて飲んでいるだけでは、体が必要としている量よりも不足しがちになります。塩分摂取が多い人は脱水になりやすいので、意識して水分を摂りましょう。

脱水は血液の循環を悪くして脳梗塞の一因にもなります。どろどろ血の解消のためにも水は薬より安くて有効です。頻繁に少しずつ補給する習慣をつけましょう。まず一日2リットルが目標です。皆様は食事の際にお茶をいっぱいがせいぜい、なので一リットルにも足りません。朝起きたら一杯、トイレに行ったら一杯、入浴前に一杯、風呂上がり一杯、寝る前に一杯です。手元にペットボトルを一本置いて、ちょこちょこ飲むのがおすすめです。

夏には熱中症予防として水分補給が勧められますが、実は冬場でも脱水には注意が必要です。皆さんこたつや電気毛布で体を温めています。これは電子レンジに入っているようなもの、乾燥している上に寒いのでと、意外と水分補給が疎かになりがちです。また肌の痒みを訴えられる方も多くなりますが、原因の一つはやはり脱水です。保湿クリームを処方しますが、やはり水分が足りない方が多いです。

この時期には何だか便が固くなって出にくいんですという訴えも増えます。これもおそらくは脱水が一因と感じます。水分不足の場合、体は排出物から水分を回収する方向になります、つまり腸排出物=便から水分を回収→便が固くなる、腎臓排出物=尿から水分を回収→尿量の減少、という症状です。

高齢者では喉の渇きに気づきにくいという特性があります。脱水の兆候としては、尿量が減る・舌が渇く・立ちくらみがするなどですが、これは実は危険なレベルです。「元気に長生きが」一番です。高齢者と括られがちですが、そのうち認知症・介護が問題となるのはじつはその2割なのです。弱者という片寄ったイメージを払拭すべくアピールしていきませんか。おこがましいですが人生の先輩としての誇りを持ち、後輩に範を示すという、本来の高齢化社会を招来しようではありませんか。

Dr. 9 昭和40年生まれ、慶應義塾大学医学部卒。
田んぼに囲まれたふるさとで診療する熱き内科医。

Information インフォメーション

研修会・イベント開催予定

各地での研修会・イベント情報をお知らせいたします。多くの方のご参加をお待ちしています。詳細・申込については各師会事務所へお問い合わせ下さい。(変更・中止等がある場合もありますので必ず事前にご確認下さい) なお、全鍼師会HP: トップページ内「全鍼ニュース」もご参照下さい。

月日	師会名	時間	場所	内容	一般参加	参加費	生涯研修単位
5月5日	石川	10時30分～12時30分	石川県立盲学校【ハイブリッド】	加賀・三策塾	可	無料	2単位
5月12日	福島	9時～15時	白河市 関川寺敷地内道場	東日本大震災における東洋医学による医療活動、健康寿命を延ばすには!	可	無料	7単位
	奈良	13時30分～15時30分	Zoom	プライマリー・ケアと家庭あはき学—家庭あん摩マッサージ師、家庭鍼灸について—	可	4,000円/回 ※HPで要確認	2単位
	島根	13時30分～16時30分	ホテル武志山荘	腸内細菌から漢方薬をサイエンスする～茵陳蒿湯～	可	1,000円	5単位
5月26日	石川	9時～17時	新神田公民館	新神田ソフトボール大会ボランティア	不可	無料	5単位
6月2日	石川	10時30分～12時30分	石川県立盲学校【ハイブリッド】	加賀・三策塾	可	無料	2単位
	岩手	10時～15時30分	アイーナ【ハイブリッド】	保険関係の最新情報、マイナ保険証及びアプリ取扱い講習会、臨床研究発表、「アトピー性皮膚炎に対する小児はりの一症例	不可	1,500円	5単位
6月9日	福島	10時～15時15分	郡山市 橘地域公民館	鍼灸マッサージ業界の動向と展望について、保険取扱適正指導研修会(改正点の説明と新申請書記載法)	可	無料	6単位
6月16日	愛媛	10時～12時	松山市総合コミュニティセンター【ハイブリッド】	第1回青年女性基礎セミナー 婦人科疾患(基礎理論、弁証、配穴まで)～女性の生理周期に合わせた体調管理～	可	会員・学生無料 日鍼会会員2,000円 他有資格者5,000円	2単位
	鹿児島	10時～15時	かごしま県民交流センター【ハイブリッド】	婦人科・不妊治療、マッサージ理論・実技(仮)	可	3,000円	5単位

*研修単位は会員のみ

伝統と歴史を刻み、
進化する未来へ。

呉竹学園は、
時代に適応した人材を育成し、
社会に貢献する努力を続けます。

2026年 呉竹学園は創立100周年を迎えます

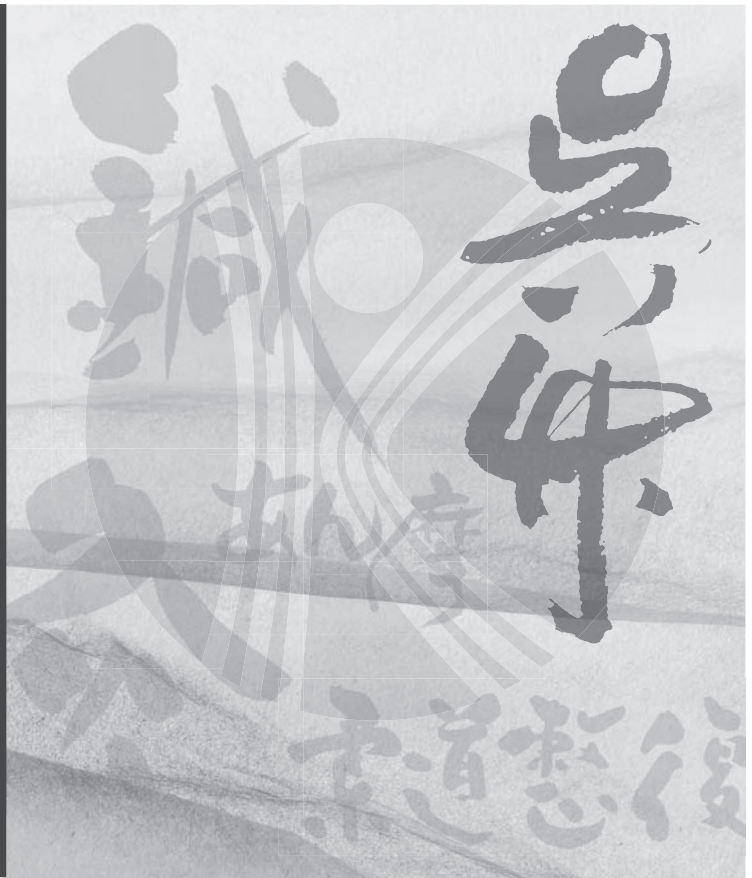


学校法人
呉竹学園
Established 1926

東京呉竹医療専門学校
旧校名：東京医療専門学校

横浜呉竹医療専門学校
旧校名：呉竹鍼灸柔整専門学校

大宮呉竹医療専門学校
旧校名：呉竹医療専門学校



鍼電極低周波治療器

KANAKEN

Lasper-A・MC

エース エムシー
ラスパーA・MC

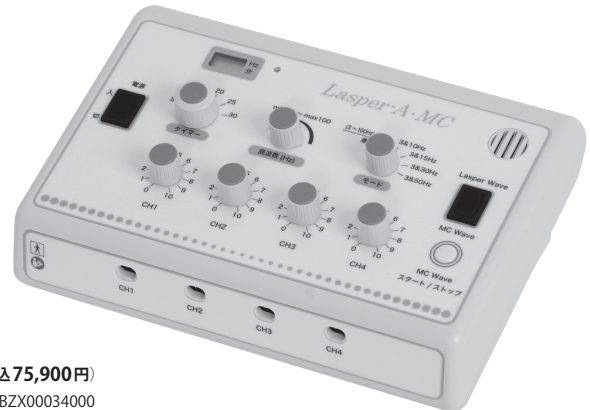
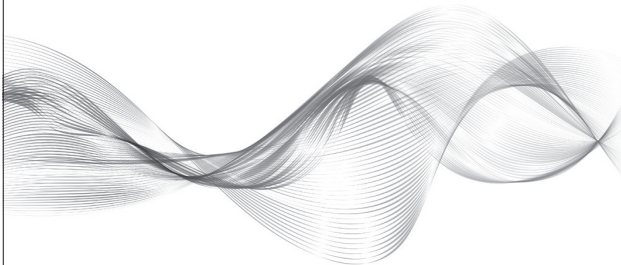
鍼電極低周波治療器

+

マイクロカレント

マイクロカレントは実績のデュアルクロス通電方式

この1台で鍼治療は「新たな時代」を迎える



エース エムシー
ラスパーA・MC

KE-600 69,000円(税込75,900円)

〔クラスII/特管〕認証番号 230ALBZX00034000



総発売元

株式会社 **カナケン**

本社：〒225-0002 神奈川県横浜市青葉区美しが丘2-17-39
TEL_045-901-5471代 FAX_045-902-9262

大阪営業所：TEL_06-6935-3016代

新潟営業所：TEL_025-286-0521代

福島営業所：TEL_024-961-7211代

仙台出張所：TEL_022-287-6273代

FAX_06-6935-3017

FAX_025-286-8870

FAX_024-961-7221

FAX_022-287-6218



オンラインショップ

公式サイトはこちら

<http://e-kenkou.jp/>

【訃報】

当会会長 伊藤久夫儀、令和6年4月14日午前10時35分、享年72歳にて永眠いたしました。ここに生前のご厚誼に心より感謝し謹んでお知らせ申し上げます。
 葬儀は家族葬を以て終えており、故人の意向によりご厚志については固くご辞退申し上げます。なお、当会といたしまして「お別れの会」を7月頃に予定しております。



● 発行者 公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-12-17
 FAX 03-3359-2024
 TEL 03-3359-6049

● 購読料 年一、八〇〇円 ● 定価 三〇〇円

協同組合ニュース

毎年大好評の「富里スイカ」。全国的に有名なブランドスイカです。中でも、平成25年に千葉県知事賞を富里市で唯一受賞した農場で生産された最高品質のスイカを、今年も格安の組合員価格で提供させていただきます。

申込受付：令和6年5月1日～6月末日

スイカの季節がやってきました



発送期間：令和6年5月下旬～7月上旬予定

料金（税込）：L玉 1個3,100円 2個6,200円

送料は下記 2L玉 1個3,400円 2個6,800円

表参照 3L玉 1個4,000円 2個8,000円

お申込み・詳細は

日本鍼灸マッサージ協同組合

HP <https://www.jammk.net>

E-mail jamm@jamm.or.jp TEL 03-3358-6363



千葉	北海道	東北・信越・北陸・東海・関東（千葉以外）	近畿	中国・四国	九州	沖縄
1,350円	1,930円	1,450円	1,550円	1,680円	1,930円	2,080円

編集後記

令和3年に障害者差別解消法が改正され、4月から事業者による障がい者への合理的配慮の提供が努力義務から義務に引き上げられました。現在の日本では、16人に1人が身体や心に障がいを抱えていると言われていています。日常・社会生活における設備やサービスの中には、障がい者にとっては利用が難しく、結果的に活動などが制限されてしまうことがあり、義務化は障がい者との共生社会を目指すうえで、大きな一歩になるのではないのでしょうか。障がいは十人十色。困っている部分は違うけれど、一人ひとりの正しい理解を進めて、誰もが生き生きと暮らせる社会になるために、合理的配慮は欠かせません。

（広報IT委員 中川紀寛）

全鍼師会 110番補償制度 好評発売中！

会員の先生方が、安心して日常の業務に専念いただけるよう、不慮の施術事故をはじめ院内施設の不備や日常生活の事故により損害賠償責任を負った時に、その損害をお支払いするものです。
 ※会員以外の方は加入できません。（更新日6月1日、中途加入もできます。）

セ ッ ト (型) 名		新 D X 型	新 O 型
年間保険料 + 制度運営費		10,000円	8,760円
支払限度額	業務に基づく事故	対人 1 事故	2億円 1億円
		対人 1 年間	6億円 3億円
	業務施設に基づく事故	対人 1 名	1億円 5,000万円
		対物 1 事故	2億円 1億円
被害者治療費等	対人 1名・1事故	通院 3 万円	
日常生活に基づく事故	対人・対物 1 事故	3,000万円 3,000万円	

■お問合せ

日本鍼灸マッサージ協同組合
 TEL (03) 3358-6363

■元受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社

万が一の収入減を補償する所得補償保険やおケガや病気に備える団体生活総合補償保険も募集しています。是非ご活用ください。（更新日8月1日、中途加入もできます。）

発行所 〒160-0004 東京都新宿区四谷 3-12-17 全鍼師会会館内
 公益社団法人 全日本鍼灸マッサージ師会
 TEL.03-3359-6049 FAX.03-3359-2023

どなたでも登録いただけます。

全鍼師会公式LINE



各種情報配信中！

全鍼師会 [ホームページURL https://www.zensin.or.jp](https://www.zensin.or.jp) [E-mail zensin@zensin.or.jp](https://www.jammk.net/)
 協同組合 [ホームページURL https://www.jammk.net/](https://www.jammk.net/) [E-mail jamm@jamm.or.jp](mailto:jamm@jamm.or.jp)

名称 鍼灸マッサージ情報誌 東洋療法
 代表者 伊藤 久夫
 郵便振替 00160-8-31031
 銀行口座 りそな銀行 新宿支店 普通口座 1717115
 名義/公益社団法人 全日本鍼灸マッサージ師会

発行人 伊藤 久夫
 編集人/広報IT委員長 廣野 敏明
 購読料 年1,800円 円共

口座名のフリガナは「シヤ）ゼンニホンシンキユウマッサージシカイ」となります